

新しい判例 一⑤:交通(対人)後遺障害認定・後遺障害逸失利益・労喪期間・休業損害

## 46歳女子の後遺障害はティネルサイン等 が客観的に認められると12級13号 認定し、10年間14%の労働能力喪失 で後遺障害逸失利益を認めた

福岡高裁:平成28年1月28日判決 事件番号:平成27年(ネ)第465号 損害賠償等請求控訴事件(確定)  
1審 福岡地裁:平成27年3月26日判決 事件番号:平成25年(ワ)第221号 損害賠償等請求事件

### 判決要旨

- ① 46歳有職主婦のXは、横断歩道を歩行横断中、Y乗用車に衝突され、後遺障害を残したとする事案につき、「Xに残存した後遺障害(左膝高部から左腓骨近位端にかけての疼痛、左足背筋力の低下及び左足背部の感覚減退等の神経症状)については、左腓骨骨折の後遺障害として単に医学的に説明可能であるにとどまらず、他覚的所見によって医学的に証明されているものとして、自賠法施行令別表第二の12級13号(局部に頑固な神経症状を残すもの)に該当するものと認めるのが相当である」とし、「甲損保は、左膝痛を裏付ける医学的根拠が乏しいと主張する。上記主張が、症状固定の前後を問わず腓骨骨折に伴う神経症状は全く存在しないとの趣旨であるのか又は症状固定後は上記神経症状が残存しないとの趣旨であるのか不明であるが、いずれにせよXの神経障害は、ティネルサイン、徒手筋力検査並びに大腿及び下腿周径の左右差(筋委縮)等の所見により裏付けられているものと認められる」と12級13号後遺障害を認定した。
- ② 逸失利益算定につき、「基礎収入を平成22年賃金センサスによる女子労働者・学歴計の年間収入額である345万9,400円、労働能力喪失率を14%とした上、労働能力喪失期間については、症状に波があり回復の可能性もあることから10年間」として、後遺障害逸失利益を認定した。

## ■ 2 審 判 決

控訴人兼被控訴人	甲野花子 (以下「1 審原告」という。)
同訴訟代理人弁護士	野田部哲也
同訴訟復代理人弁護士	今井 洋
被控訴人兼控訴人	乙山次郎 (以下「1 審被告乙山」という。)
被控訴人兼控訴人 (1 審被告乙山補助参加人)	Y 保険会社 (以下「1 審被告会社」という。)
同代表者代表取締役	丙川三郎
同訴訟代理人弁護士	西田 稔
同	西田靖子
同	恒川元志
同	平井敬三
同	中島正博
同	岡田一志

### 【主 文】

- 1 1 審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

- (1) 1 審被告乙山は、1 審原告に対し、1,258 万 7,252 円及び内 1,018 万 4,179 円に対する平成 27 年 7 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
  - (2) 1 審被告会社は、1 審原告に対し、682 万 0,809 円及びこれに対する平成 24 年 8 月 1 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
  - (3) 1 審原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 1 審被告乙山及び 1 審被告会社の控訴をいずれも棄却する。
  - 3 訴訟費用（補助参加により生じたものを含む。）は、第 1、2 審を通じ、1 審原告に生じた費用の 3 分の 1 ずつと 1 審被告会社に生じた費用の 2 分の 1 ずつを 1 審原告及び 1 審被告会社の各負担とし、その余を 1 審被告乙山の負担とする。
  - 4 上記第 1 項の（1）及び（2）は仮に執行することができる。

## 【事実及び理由】

### 第一 控訴の趣旨

#### 1 1 審原告の控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1 審被告乙山は、1 審原告に対し、1,870 万 9,000 円及びうち 1,736 万 2,846 円に対する平成 22 年 8 月 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 1 審被告会社は、1 審原告に対し、1,375 万 2,326 円及びこれに対する平成 22 年 6 月 13 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。（ただし、これは、当審における減縮後の請求である。）

#### (4) 仮執行宣言

#### 2 1 審被告乙山及び 1 審被告会社の控訴の趣旨

- (1) 原判決中、1 審被告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分に係る 1 審原告の請求をいずれも棄却する。

## 第二 事案の概要

1 本件は、平成 20 年 12 月 11 日に発生した交通事故（横断歩道上を歩行していた 1 審原告に、1 審被告乙山の運転する普通乗用自動車が発生した。以下「本件事故」という。）により負傷した 1 審原告が、① 1 審被告乙山に対し、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）3 条又は不法行為（民法 709 条）に基づき、本件事故による損害賠償金の残元金 1,736 万 2,846 円、並びに同賠償金に係る平成 22 年 8 月 2 日（1 審被告乙山による最後の賠償金支払日）までの民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の残金の一部 134 万 6,154 円、及び上記残元金に対する同月 3 日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、② 1 審原告との間で「無保険車事故傷害特約」を含む自動車保険契約を締結していた 1 審被告会社に対し、上記特約に基づく保険金の残元金 1,695 万 3,096 円、並びにこれに対する平成 22 年 6 月 13 日から同年 8 月 2 日までの商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の残金の一部 10 万 5,904 円（上記残元金と合計した場合に千円未満となる金額を除いたもの）、及び上記残元金に対する同年 6 月 13 日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を求めた事案である（なお、1 審被告乙山は、適式の呼出しを受けながら、原審の口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったところ、1 審被告会社は、原審において、1 審被告乙山と 1 審原告間の訴訟につき 1 審被告乙山のために補助参加した。）。

原判決は、① 1 審被告乙山につき 453 万 0,421 円及びうち 425 万 1,064 円に対する平成 22 年 8 月

3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の、② 1 審被告会社につき 386 万 5,314 円及びこれに対する平成 24 年 8 月 2 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員の、各支払を求める限度において 1 審原告の請求を認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

これに対し、1 審原告並びに 1 審被告乙山 (補助参加人 1 審被告会社) 及び 1 審被告会社が、上記各敗訴部分を不服として控訴した。ただし、1 審原告は、当審において、前記第一の 1 (3) のとおり 1 審被告会社に対する請求を減縮した (この減縮後の請求は、保険金残元金とその全額に対する遅延損害金の支払を求めるものである。)

2 前提事実等、争点及び当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決 2 頁最終行から 9 頁 13 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。以下、略称については原判決の例による。

(1) 2 頁 26 行目の「前提事実」の次に「等」を加え、同行目から 3 頁 1 行目にかけてのかっこ内を「証拠等の掲記のない事実等は、当事者間に争いがないか又は当事者が争うことを明らかにしない事実等である。」に、3 頁 3 行目の「甲 1」を「後記ウの 1 審被告乙山の生年月日につき甲 1、後記エにつき弁論の全趣旨」に、7 行目、9 行目、12 行目及び 18 行目の「被告車両」をいずれも「加害車両」に、7 行目の「被告乙山」を「1 審被告乙山 (昭和 34 年 11 月生)」に、9 行目の「原告に、」を「1 審原告 (昭和 37 年 5 月生) に、その左方向から」にそれぞれ改め、15 行目の「自賠法 3 条又は」を削り、18 行目の「対人賠償保険等」の次に「(自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金又は共済金を支払う保険契約又は共済契約で自賠責保険又は自賠責共済以外のもの)」を、19 行目の「間で、」の次に「保険期間を平成 20 年 3 月 11 日ないし平成 21 年 3 月 11 日とする」を、同行目の「以下」の前に「『無保険車事故』とは、適用される対人賠償保険等がない自動車等の所有、使用又は管理に起因して、被保険者の生命が害されること又は身体が害されその直接の結果として後遺障害が生ずることをいう。」を、23 行目の「負う」の次に「(『対人賠償保険等』及び『無保険車事故』の定義につき乙 1)」をそれぞれ加え、26 行目から 4 頁 1 行目にかけての「生命又は身体が害されたこと」を「生命が害され、又は身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること」に改める。

(2) 4 頁 20 行目ないし 22 行目を次のとおり改める。

「ア 1 審原告は、本件事故により左腓骨骨折、外傷性腓骨神経麻痺、腰椎・頸椎捻挫及び右肘・肩打撲等の傷害を負った。

イ 1 審原告の本件事故による傷害は、平成 22 年 1 月 26 日、症状固定となった。

ウ B 大学病院 (整形外科) の丁山四郎 (以下「丁山」という。) 医師は、平成 22 年 1 月 26 日、1 審原告について、左膝から左足にかけての疼痛、左足及び左下腿外側の感覚障害、左足背運動筋力低下及び左膝深屈曲不能の自覚症状が残存するなどと診断した。」

(3) 4 頁 22 行目末尾の次に改行して次を加え、23 行目の「(5)」を「(6)」に改める。

#### 「(5) 後遺障害認定の経過

損害保険料率算出機構は、1 審原告の後遺障害を自賠法施行令別表第二の後遺障害等級 14 級 9 号 (局部に神経症状を残すもの) に該当すると判定し、1 審被告会社は、これに基づく自賠責保険会社の後遺障害事前認定の結果を踏まえ、1 審原告に対し、平成 22 年 9 月 1 日付けで保険金支払の提案をしたところ、1 審原告は、1 審被告会社に

対し平成24年1月19日付けで、同別表の12級13号(局部に頑固な神経症状を残すもの)該当と認められるべきであるとして、いわゆる事前認定に対する異議申立てをしたところ、この手続に関して1審被告会社から提出依頼(ただし、1審原告は、1審被告会社が損害保険料率算出機構に代わって提出依頼した旨主張する。)があったのを受けて、同年7月2日、下肢の関節機能障害の推移に関する書面等、計2通の資料を提出した(ちなみに、上記異議申立てについては、自賠責保険に対する事前認定の結果、やはり14級9号と判定されたことから1審被告会社としてもそのように判断する旨が、同年8月29日付け書面をもって1審原告に通知された。)

(4) 4頁23行目の「24万9,230円」を「119万4,380円」に改め、25行目の「受領した」の次に「(なお、1審原告が1審被告乙山に送付した平成24年8月1日付け「損害賠償請求書」には、上記の計3万円について、これをレーザージャケット等の物的損害の元金に充当したものとする記載がある。)」を、26行目の「18万2,680円」の次に「(治療費分)」を、5頁1行目の「3万6,550円」の次に「(通院交通費分)」を、同行目の「受領した」の次に「(費目につき甲13)」を、同行目末尾に改行の上、「さらに、1審原告は、平成27年7月8日、Y保険会社から、本件事故に関する自賠責保険金として94万5,150円の支払を受けた(なお、この支払は、1審原告が上記会社を通じていわゆる被害者請求をした結果、後遺障害について前記14級9号該当との判定がされたことを前提とするものであるところ、1審原告は、この等級認定を不服として、同年10月28日付けで上記会社に対し異議の申立てをしている。)」をそれぞれ加える。

(5) 5頁2行目の「2」を「3」に改め、5行目末尾に「(ただし、①D病院分2万4,860円〔通

院期間・平成20年12月11日～同月15日〕、②F薬局分8,730円〔治療期間・同上〕、③B大学病院分11万7,790円〔通院期間・同月16日～平成22年1月26日〕、④Cクリニック分3万1,300円〔通院日・平成21年1月23日及び同年2月20日〕及び⑤Eクリニック分4,620円〔通院期間・同年4月17日～平成22年1月7日〕の合計である。)]を加え、10行目の「24日」を「通算24日間」に、16行目の「休業損害は」を「平成20年賃金センサス産業計・企業規模計・女性労働者・学歴計全年齢平均賃金349万9,900円を基礎収入として休業損害を算定すると、」とそれぞれ改める。

(6) 7頁3行目の「被告乙山に対する請求額」を「1審被告乙山が賠償すべき損害額」に、4行目の「前記既払金」を「平成22年8月2日までににおける前記既払金」に、7行目の「被告会社に対する請求額」を「本件特約に基づく保険金の対象となる損害額」に、8行目の「であり、」から10行目末尾までを「であるが、1審原告に対しては、自賠責保険金として傷害分120万円の残金98万0,770円と12級の後遺障害分224万円の合計322万0,770円が支払われるべきであるから、本件特約上の定めに基づいてこれを差し引くと1,397万1,556円となり、これから更に1審被告会社からの既払金21万9,230円を控除すると、1,375万2,326円となる(なお、1審被告乙山からの既払金3万円は、物的損害に対する賠償金であるので、本件特約上の定めにより差し引かれるべきものには当たらない。)」にそれぞれ改め、14行目の「頸椎」の前に「既存疾病である」を加える。

(7) 8頁20行目の「前記既払金」を「平成22年8月2日までににおける前記既払金」に、24行目の「その余は知らないし否認する。」を「Cクリニック分以外の治療費及び交通費は不知。傷害慰謝料の額は争う。実通院日数が24日に過ぎず通院が不規則であることからすれば、70万円が相当

である。物的損害は不知。」に、9 頁 8 行目から 9 行目にかけての「後遺障害等級の存在」を「後遺障害の程度」に、11 行目の「できないから」を「できない場合に当たるため」に、同行目の「上記本件金」を「本件保険金」に、12 行目の「延長する。」を「延長する旨の通知をした。」にそれぞれ改める。

### 第三 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1 審原告の本件請求は① 1 審被告乙山につき 1,258 万 7,252 円及び内 1,018 万 4,179 円に対する平成 27 年 7 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合の金員の、② 1 審被告会社につき 682 万 0,809 円及びこれに対する平成 24 年 8 月 1 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員の、各支払を求める限度において理由があるものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 2 認定事実

前記前提事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件事故後における 1 審原告の医療機関受診状況等につき、以下の事実が認められる。

##### (1) 通院状況等

ア 1 審原告は、本件事故後、救急搬送された医療法人D病院において、頸椎捻挫、左大腿痛、左腓骨近位端骨折、両股関節打撲傷、頭部打撲と診断され、院外処方による薬剤投与等の治療を受けたほか（なお、同病院のカルテには、搬送時に救急隊から聴取したと思われる受傷状況の説明として、「横断歩道を歩行中、軽乗用車と接触しフロントガラスで頭を打ち転倒「ガラスにくも状のひびが入る程。」との記載がある。）、その翌日である平成 20 年 12 月 12 日及び同月 15 日にも同病院に通院して治療を受けたが、1 審原告において勤務先のB大学病院での治療を希望したことから同病院に転院することになった。

イ 1 審原告は、同月 16 日、B大学病院の整

形外科を受診し、以後、左腓骨近位端骨折、左外傷性腓骨神経麻痺、頸椎捻挫、腰椎捻挫、右肘・右肩打撲等の診断名の下に同科で通院治療を受けるようになり、同月中に計 2 日間、翌平成 21 年 1 月に計 2 日間通院したほか、その後は月に 1 回程度のペースで平成 22 年 1 月 26 日に至るまで同科に通院して治療を受けたが（通院日数は合計 15 日であった。）、同日、丁山医師から症状固定との診断を受けた（他に、同病院の脳神経外科に計 4 日通院したが、うち 1 日は整形外科の通院日と同一である。）。

ウ なお、1 審原告は、その間の平成 21 年 1 月 23 日、首、肩、腰の痛みと頭痛が続くとして、Cクリニックを受診し、頭部外傷、頸椎椎間板ヘルニア、腰部捻挫と診断されたところ、同クリニックでは、同日に頸椎MRI撮影が、同年 2 月 20 日に腰椎MRI撮影がそれぞれ実施された。

エ また、1 審原告は、本件事故の前日（平成 20 年 12 月 10 日）に「2 年前から、左膝後ろに鈍痛があり、この頃頻繁に痛みがある。」と訴えて、Eクリニックを受診し、変形性膝関節症左の診断を受けていたところ、1 審原告が次に同クリニックに通院したのは平成 21 年 4 月 17 日で、その際には「肩こりがします。」と訴え、頸椎症の診断を受けた。1 審原告は、次いで、同年 11 月 5 日に肩こり等を訴えて同クリニックを受診して肩こり等の診断を受け、以後、翌平成 22 年 1 月 7 日までに合計 12 日間、同クリニックで通院治療を受けたが（平成 21 年 11 月 7 日坐骨神経痛の診断を受けた。）、その治療内容は、肩こりに係る物理療法と神経痛に係る静脈注射を中心とするものであった。

##### (2) 後遺障害の内容等（原審被告丁山）

ア B大学病院で講師も務めている丁山医師が平成 22 年 2 月 2 日付けで作成した、1 審原告に係る「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」には、自覚症状の欄に①「左膝～左足痛」、②「感

覚障害(左足、左下腿外側)」、③「左足背運動筋力低下」及び④「左膝深屈曲不能」との記載があるほか、各症状についての検査結果等が記載されているところ、上記④の自覚症状に関しては、「正座、しゃがみこみ不可能」及び「移動、立仕事30分以内のみ」という症状が認められる旨と、膝関節の可動域に関する検査結果が記載されているが、この左膝関節の機能障害は、健側の4分の3以下に制限されているわけではないため、自賠法上の後遺障害には該当しないものである。

イ 一方、上記①の自覚症状に関する検査結果等としては、「左膝窩部～左腓骨近位端に」ツープラスの圧痛と疼痛があり、ティネルサインもある旨が記載されているところ、このティネルサインとは、障害部位を指先などで軽く叩くと、それより末梢側に神経に沿ってビリビリした痛みが放散する現象であり、丁山医師が初めて1審原告を診察した平成21年1月6日にも、左腓骨神経について認められた。同部位のティネルサインは、その後も継続的に認められ、同年10月27日及び同年12月22日の診察時には、放散痛の及ぶ範囲が減少し、同サインないし圧痛の改善が認められたものの、症状固定日とされた平成22年1月26日の診察時にも同サインが診られ、放散痛が足関節にまで及ぶことが認められた。

ウ また、上記③の自覚症状に関する検査結果等としては、「左足背筋力」に関して左EHL(長母趾伸筋)の徒手筋力テスト(MMT)が4プラス(正常の「5」(100%)の下の「4」(75%)をやや上回る程度)であった旨が記載されている。この左EHLの筋力テスト結果は、本件に関するB大学病院での初診日である平成20年12月16日には「5」であったが、平成21年1月6日(丁山医師による初診日)と同年4月7日の診察時には、いずれも「4」ないし5マイナスであったところ、その後、同年5月12日、同年6月16日、同年8

月4日及び同年12月22日の各診察時にはいずれも正常の「5」であり、症状固定日とされた平成22年1月26日の診察時にも「5」であった。

もともと、1審原告は、上記症状固定後もB大学病院に通院しているところ、左EHLの筋力テスト結果は、同年4月20日にも「5」であったが、同年8月12日には「4」に低下しており(ただし、丁山医師作成の「神経学的所見の推移について」と題する書面では、4プラスとされている。)、平成24年3月27日には4プラスないし5マイナスであった。

エ 診療録には、平成22年8月12日における1審原告の左大腿周径が右の36㍉に対し34㍉、左下腿周径が右の30㍉に対し28㍉であり、平成24年3月27日においても左大腿周径が右の36㍉に対し33㍉、左下腿周径が右の31㍉に対し27㍉である旨の左下肢の筋萎縮を示す記載があるところ、この筋萎縮の所見は、症状固定日とされた平成22年1月26日の診察時にも認められており、同日における左大腿周径は右の36㍉に対し34㍉、左下腿周径は右の31㍉に対し29㍉であった。

丁山医師は、1審原告に客観的に認められる上記左筋萎縮の原因につき、本件事故による左腓骨頸部の骨折に伴って左腓骨神経が損傷されたことという外傷性の要因と、その神経損傷による痛みを避けるため自然と筋肉を使わなくなることという廃用性の要因が複合したものと判断しており、1審原告にも無理のない範囲で運動をするようにと指導しているところ、平成24年10月11日以降、左大腿周径が35㍉、左下腿周径が29㍉となり、筋萎縮の程度の改善傾向も認められている。

オ さらに、前記②の「感覚障害(左足、左下腿外側)」という自覚症状に関する検査結果等としては、図示された当該部位に、健常な右側の感覚を10とすれば5ないし6に低下している「感覚

障害」が認められる旨と、同じく右側を 10 とすれば 5 ないし 6 に低下している「左足感覚鈍麻」が認められる旨が記載されているところ、丁山医師は、初診時から症状固定日とされた平成 22 年 1 月 26 日の診察時に至るまで、左腓骨神経単独の固有神経支配領域である左足背部の感覚減退等の所見を認めている。

同日のカルテには腓骨の骨癒合が良好である旨記載されているが、骨癒合が良好とされても、神経刺激が完全になくするとは限らず、また、損傷した神経が回復するものではないから上記イで述べた左腓骨神経に係るティネルサインないし圧痛や上記ウで述べた左EHL（長母趾伸筋）の筋力低下などの神経症状が改善と増悪を繰り返しながら継続するというのは、他の多くの患者にも見られる、臨床医学上通常の事態である。丁山医師は、その証人尋問前の直近では平成 26 年 4 月 18 日に診察した 1 審原告について、上記のような態様で神経症状が継続しているものの、将来的には回復する可能性もあると判断している（なお、1 審原告は、平成 22 年 8 月 12 日から同 26 年 4 月 18 日までの約 3 年 8 ヶ月の間に計 14 回、丁山医師の診察を受けているところ、その間の通院間隔は、最短で 1 ヶ月強、最長で 9 ヶ月弱である。）。

なお、丁山医師は、1 審原告が本件事故の前日、Eクリニックを受診した際に訴えた左膝後ろの鈍痛と、同事故後の左腓骨神経の症状との間には関連性がないものと判断している。

(3) 1 審原告の生活状況等(原審における 1 審原告本人)

ア 1 審原告は、本件事故当時、在籍する眼科病院からB大学病院に派遣されて、眼科の教授の個人秘書として勤務する傍ら、夫及び小学 6 年生と同 4 年生の息子 2 人と同居して家事全般を担う兼業主婦であったところ、この基本的な生活状況には現在も変化はない。上記勤務による 1 審原

告の平成 22 年度の給与収入額は 284 万 8,000 円であり、この給与収入額についても事故前と事故後とで特に変動は生じていない。

イ しかし、1 審原告は、本件事故直後には全身的な痛みのため家ではほぼ寝ていることしかできない状態にあったもので、事故後 2、3 週間が経過して全身の痛みが少し改善してからも、左足の負傷のため歩行や左膝の屈伸に支障が生じ、家事全般について家族に手助けをしてもらわざるを得ない状況にあった。この状況はその後徐々に改善していったが、1 審原告としては、丁山医師から症状固定と言われた時点でも、家事は事故前と比較して半分程度しかできていなかったと感じている。

ウ 一方、上記個人秘書業の関係では、当該教授が個人病院を経営していた平成 4 年頃から、半ば私的な面を含めその仕事に係る情報等を一手に把握して用務を担っていたところ、代替する者がいなかったため欠勤すると教授の仕事にも支障が生じて迷惑が掛かり、また、子どもの急病等のときに備えて有給休暇を残しておきたいと考えたことなどから上記のような身体状況にありながらも、本件事故の翌日に有給休暇を 1 日とったほかは、通勤方法をそれまでの主に公共交通機関の利用から足は右足の操作のみで運転できるオートマチックの自家用車の使用に代えて欠勤せずに業務に従事した。しかし、仕事の効率は顕著に低下し、無報酬での残業や休日出勤をするなどして効率が低下した分を補うような状況となって現在に至っている。

### 3 争点(1)(損害)について

(1) 治療費 18 万 2,680 円

証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、本件事故により①上記 2 の(1)アで認定したD病院分の治療費(診断書料及び診療報酬明細書料を含む。)として 2 万 4,860 円、②同病院で院外処方さ

れた薬剤費として8,730円、③同イで認定したB大学病院分の治療費（前同）として11万7,790円、及び④同ウで認定したCクリニック分の治療費（前同）として3万1,300円の各損害が生じたことが認められる。1審被告会社は、Cクリニックにおける治療は頸椎椎間板ヘルニアの治療であるから、治療費3万1,300円は本件事故との相当因果関係を欠く旨主張するが、前記認定のとおり、同クリニックでの診断名には他に頭部外傷及び腰部捻挫もあること、同クリニックにおける診療内容は主に検査とその結果に基づく診断であるが、前記認定のとおり、B大学病院でも頸椎捻挫と診断されており、頸部の異常を疑って頸椎のMRI検査等をするのは本件事故による傷害の有無及び内容等を把握するための検査として相当であること、同クリニックにおいて投薬又は物理療法等の頸椎椎間板ヘルニアに対する治療がなされた形跡はないことに照らし、採用できない（一般に外傷性の頸椎の傷害も存在するから、仮に、診断結果である頸椎椎間板ヘルニアが本件事故によるものではないとしても、上記診断の前提となった検査費用と同事故との間の相当因果関係までもが否定されることにはならない。）。

なお、同エで認定した、Eクリニックでの本件事故後の治療費と本件事故との間の相当因果関係を認めるに足りる証拠はない。

(2) 交通費 3万6,550円

前記「前提事実等」(6)のとおり1審被告会社が通院交通費分として3万6,550円を支払ったことに照らすと、同額の限度で交通費の損害が生じたものと認めるのが相当である。上記額を超える本件事故と相当因果関係のある交通費に係る損害が発生したことを認めるべき証拠はない。

(3) 休業損害 88万9,837円

上記2で認定した事実<sup>1</sup>に照らすと、1審原告は、家事労働のほか賃金労働に従事する兼業主婦であ

るところ、①本件事故当日から平成21年1月末日までの52日間は40%、②同年2月1日から症状固定日である平成22年1月26日までの360日間は20%、それぞれ労働能力を喪失していたものと認めるのが相当である。そこで、平成20年賃金センサスによる女子労働者・学歴計の年間収入額である349万9,900円を基礎収入として、上記各期間の休業損害を算定すると、合計で88万9,837円となる（1円未満切捨て。以下同じ。）。

(計算式)

① 349万9,900円 ÷ 365日 × 52日 × 0.4 ÷ 19万9,446円

② 349万9,900円 ÷ 365日 × 360日 × 0.2 ÷ 69万0,391円

1審被告会社は、勤務先を休んだのが1日のみで減収がないこと及び家事労働時間は相対的に少ないことなどを指摘するが、1審原告が身体の不調にかかわらず無理をして出勤を継続し、無給の時間外労働及び休日出勤をして仕事の効率低下を補ったことは前記認定のとおりであるから、賃金労働及び家事労働を通じ全体として上記認定のとおり労働能力を喪失したものと認めるのが相当である。

(4) 逸失利益 373万9,742円

上記2の(2)で認定した事実によれば、症状固定日（平成22年1月26日）において1審原告に残存した後遺障害（左膝窩部から左腓骨近位端にかけての疼痛、左足背筋力の低下及び左足背部の感覚減退等の神経症状）については、左腓骨骨折の後遺障害として単に医学的に説明可能であるにとどまらず、他覚的所見によって医学的に証明されているものとして、自賠法施行令別表第二の12級13号（局部に頑固な神経症状を残すもの）に該当するものと認めるのが相当である。1審被告会社は、骨癒合が得られていることを指摘するが、前示のとおり骨癒合は骨折に伴う神経障害の

治癒を意味するものではないから、上記判断は左右されない。また、1 審被告会社は、左膝痛を裏付ける医学的根拠が乏しいと主張する。上記主張が、症状固定の前後を問わず腓骨骨折に伴う神経症状は全く存在しないとの趣旨であるのか又は症状固定後は上記神経症状が残存しないとの趣旨であるのか不明であるが、いずれにしても 1 審原告の神経障害は、ティネルサイン、徒手筋力検査並びに大腿及び下腿周径の左右差（筋委縮）等の所見により裏付けられているものと認められる。

そこで、基礎収入を平成 22 年賃金センサスによる女子労働者・学歴計の年間収入額である 345 万 9,400 円、労働能力喪失率を 14%とした上、労働能力喪失期間については、症状に波があり回復の可能性もあることから 10 年間（これに対応するライブニッツ係数は 7.7217）として、上記後遺障害による逸失利益を算定すると、373 万 9,742 円となる。

（計算式）

$345 \text{ 万 } 9,400 \text{ 円} \times 0.14 \times 7.7217 = 373 \text{ 万 } 9,742 \text{ 円}$

なお、1 審被告会社は、上記後遺障害に関し、それが既往症（本件事故前の通院で訴えていた左膝後ろ側の痛み）の影響を受けているとして 30%の素因減額がされるべきである旨主張するが、上記影響があったことを認めるに足りる証拠はなく、1 審被告会社の主張は採用できない。

（5） 傷害慰謝料 160 万円

本件事故による 1 審原告の負傷内容及びその程度のほか、症状固定までの通院期間その他本件に顕れた諸般の事情を考慮すると、傷害慰謝料としては 160 万円が相当であると認められる。

1 審被告会社は、実通院日数が少なく通院が不規則である旨主張するが、確かに前記認定事実によれば、症状固定日までの実通院日数は 23 日程度であるものの、1 審被告会社も症状固定日が平成 22 年 1 月 26 日であることを争わず、したがって、同日までの治療の必要性を認めていると解されるとこ

ろ、前記認定のとおり B 大学病院への通院は当初は月 2 回、その後は月に 1 回程度のペースで不規則とはいえ、症状固定時点で自賠法施行令別表第二の 12 級 13 号に該当する後遺障害が残存したことからすれば、傷害が軽度とはいえないから、相当な傷害慰謝料の額は上記のとおりと判断する。

（6） 後遺障害慰謝料 290 万円

前記認定に係る後遺障害の内容及びその程度のほか、本件に顕れた諸般の事情を考慮すると、後遺障害慰謝料としては 290 万円が相当であると認められる。

（7） 物的損害（1 審被告乙山関係）

15 万 9,600 円

証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、1 審原告は、本件事故により、その際に着用又は所持していた物品（レザージャケット、レザーブーツ、ニットセーター及びレザーバッグ。購入価格合計 31 万 9,200 円）について、使用不能となる程度の損傷を受けたことが認められる。

1 審原告は、上記認定の物的損害に係る損害額が 31 万 9,200 円（購入価格）である旨主張するが、それらの物品が使用開始後の状態にあったことに照らすと、上記損害額については、その半額に当たる 15 万 9,600 円と認めるのが相当である。

（8） 1 審被告乙山が賠償すべき損害額について

ア 以上に認定した損害額を合計すると、950 万 8,409 円となる。前記「前提事実等」(6)記載の既払金のうち、1 審被告乙山が支払った計 3 万円については、1 審原告がこれを物的損害額の元金に充当したとする請求書を出した事実があること、及び 1 審被告会社が支払った計 21 万 9,230 円については、治療費分及び通院交通費分として支払われたものであることに照らすと、上記既払金は、それぞれ当該損害項目に係る損害額の元金に充当されるとともに、当該元金部分に係る

支払日までの遅延損害金は免除されたものと認めるのが相当である。

イ そこで、上記 950 万 8,409 円から 24 万 9,230 円を控除すると、925 万 9,179 円となるところ、この金額のほか、1 審被告乙山との間の訴訟の経過や難易度等を考慮すると、1 審被告乙山が賠償すべき弁護士費用の額は、物的損害関係の 1 万 3,000 円に、その余の人身損害関係の 91 万 2,000 円を加えた 92 万 5,000 円とするのが相当である。

この点、1 審被告会社は、上記訴訟に関する弁護士費用の損害は不発生又はごく低額と認められるべきである旨主張するが、これは、独自の見解に基づくものであって、採用の限りでない。

ウ そうすると、1 審被告乙山が賠償すべき損害額は 1,018 万 4,179 円であることになる。

なお、1 審原告が平成 27 年 7 月 8 日に支払を受けた自賠償保険金 94 万 5,150 円は、上記 (1) ないし (6) の合計 934 万 8,809 円から治療費及び通院交通費の既払金 21 万 9,230 円を控除した残額に弁護士費用 91 万 2,000 円を加算した人身損害 1,004 万 1,579 円に対する平成 20 年 12 月 11 日からの年 5 分の割合による遅延損害金に充当されることになる。上記充当をすると、別紙既払金充当計算書記載のとおり、平成 27 年 7 月 8 日時点の未払遅延損害金は 235 万 6,191 円となる。また、上記 (7) の 15 万 9,600 円から既払金 3 万円を控除した残額に弁護士費用 1 万 3,000 円を加算した物的損害 14 万 2,600 円についての本件事故の日から平成 27 年 7 月 8 日までの 2,401 日間の前同様の割合による遅延損害金は、別紙損害金計算書記載のとおり 4 万 6,882 円となる。したがって、1 審被告乙山は、1 審原告に対し、民法 709 条に基づき、損害元金 1,018 万 4,179 円と同日までの遅延損害金計 240 万 3,073 円の合計 1,258 万 7,252 円及び内 1,018 万 4,179 円に対する同月 9 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金

の支払義務を負うことになる。

(9) 本件特約に基づく保険金の対象となる損害額について

人身損害を対象とする本件特約に関しては、上記 (1) ないし (6) の損害額を合計した 934 万 8,809 円に、上記 (8) のイで認定した人身損害関係の弁護士費用 91 万 2,000 円を加算した 1,026 万 0,809 円が、保険金の対象となる損害額であると認められる。

なお、本件で 1 審被告乙山が支払った計 3 万円は、前記のとおり物的損害に対する賠償金と取り扱われるので、保険金の算定において上記損害額から差し引かれるべきものには当たらないが、1 審被告会社が支払った計 21 万 9,230 円は、上記損害額の一部に当たる治療費分及び通院交通費分として支払われたものであるため、損害額から控除されるのは当然であるし、本件のような事例において、①傷害分の自賠償保険金限度額の 120 万円から、上記のとおり 1 審原告が実質的に回収している 21 万 9,230 円を除いた 98 万 0,770 円、及び②前記認定の 12 級に対応する後遺障害分の自賠償保険金限度額の 224 万円が支払われることは、裁判所に顕著であるから、以上の合計額 344 万円 (= 21 万 9,230 円 + 98 万 0,770 円 + 224 万円) が、保険金の算定において上記損害額 (1,026 万 0,809 円) から差し引かれるものと認めるべきことになる (本件保険契約に適用される約款上、損害額から差し引かれる自賠償保険金の額は、支払われた金額ではなく「支払われる金額」とされている [前記引用の原判決の「前提事実等」(3)ア])。これを控除した残額は 682 万 0,809 円であり、それが、本件において 1 審被告会社が支払うべき保険金の額であることになる。

4 争点 (2) (1 審被告会社関係の遅延損害金の起算点) について

前記「前提事実等」(3) のイ、同 (4) 及び

(5)で認定した事実によれば、1 審被告会社は、1 審原告が、1 審被告会社から提出依頼があったのを受けて、下肢の関節機能障害の推移に関する書面などの計 2 通の資料を提出した平成 24 年 7 月 2 日から同日を含めて 30 日が経過した同年 8 月 1 日に、本件保険金の支払債務について遅滞に陥ったものと認めるのが相当である。

これに対し、1 審被告会社は、原審における答弁書をもって同保険金の支払までの期間を 120 日に延長する旨の通知をしたと主張するが、その時点では既に保険金の請求手続があった日から 30 日を経過していたことが明らかであって、その後には支払までの期間を延長することはできないと解すべきであるから、1 審被告会社の主張は採用できない。

一方、1 審原告は、上記資料提出前の平成 22 年 5 月 13 日に保険金の請求手続が完了していたかのように主張するが、仮に、1 審被告会社が損害保険料率算出機構に代わって上記資料の提出依頼をしたとしても、後遺障害の事前認定も本件保険金の支払手続の一部をなすと解され、同資料の提出も同保険金の請求手続の一部というべきであるから、1 審原告の主張も採用することができない。

#### 5 結論

以上の次第により、1 審原告の本件請求は上記 1 で述べた限度において理由があるというべきところ、これを下回る請求しか認容しなかった原判決は不当である。よって、1 審原告の控訴に基づいて原判決を上記判断に沿うよう変更するとともに、1 審被告乙山及び 1 審被告会社の控訴は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成 27 年 11 月 12 日)

福岡高等裁判所第 1 民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 小田幸生

裁判官 貝阿彌亮

## 1 審判決

原告	甲野花子
同訴訟代理人弁護士	野田部哲也
同	小川松太郎
同	高藤基嗣
同	板井京介
同訴訟復代理人弁護士	今井 洋
被告	乙山次郎
	(以下「被告乙山」という。)
被告兼被告乙山補助参加人	Y 保険会社
	(以下「被告会社」という。)
同代表者代表取締役	丙川三郎
同訴訟代理人弁護士	西田 稔
同	西田靖子
同	恒川元志
同	平井敬三
同	中島正博

### 【主 文】

- 1 被告乙山は、原告に対し、453 万 0,421 円及びうち 425 万 1,064 円に対する平成 22 年 8 月 3 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告会社は、原告に対し、386 万 5,314 円及びこれに対する平成 24 年 8 月 2 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告に生じた費用の 8 分の 1 と被告乙山に生じた費用の 4 分の 1 を被告乙山の負担とし、原告に生じた費用の 10 分の 1 と被告会社に生じた費用の 5 分の 1 を被告会社の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

## 【事実及び理由】

### 第一 原告の請求

1 被告乙山は、原告に対し、1,870万9,000円及びうち1,736万2,846円に対する平成22年8月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告会社は、原告に対し、1,705万9,000円及びうち1,695万3,096円に対する平成22年6月13日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

### 第二 事案の概要

1 本件は、横断歩道上を歩行していた原告に被告乙山運転の普通乗用自動車と衝突した交通事故について、原告が、①被告乙山に対し、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）3条又は民法709条に基づき、損害賠償金及びこれに対する内金の最終支払日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の、②被告会社に対し、無保険車事故傷害特約を含む自動車保険契約に基づき、保険金及びこれに対する同特約所定の保険金支払期限の翌日から支払済みまで商事法定利率の年6分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

#### （1）本件事故の発生

次のとおり交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

ア 発生日時 平成20年12月11日午後8時32分頃

イ 発生場所 福岡県糸島市（当時は前原市）  
＜地番略＞路上

ウ 被告車両 被告乙山運転の普通乗用自動車

エ 事故態様 信号機の設置されていない横

断歩道上を歩行して横断していた原告に、直進進行してきた被告車両が衝突した。

#### （2）被告らの責任原因

##### ア 被告乙山

被告乙山は、被告車両を運転して道路を直進するにあたり、前方を注視し、横断歩道の手前で一時停止すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、横断歩道の手前で一時停止せず漫然と進行した過失により本件事故を発生させており、自賠法3条又は民法709条に基づく損害賠償責任を負う。

##### イ 被告会社

被告車両には適用される対人賠償保険等がなかったところ、株式会社である被告会社は、原告との間で、無保険車事故傷害特約（以下「本件特約」という。）を含む自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結しており、同特約に基づき、本件事故により原告が負った傷害に係る損害について、賠償義務者である被告乙山が法律上負担すべき損害賠償責任の額による保険金を支払う義務を負う。

#### （3）本件保険契約の定め

ア 本件保険契約の無保険車事故傷害特約2条1項、6条及び7条は、被告会社が本件特約に基づいて支払うべき保険金の額は、被保険者の生命又は身体が害されたことによる損害に対して、賠償義務者が法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定める損害額から、①自賠責保険等によって支払われる金額、②保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償額等を差し引いて算出するものと定めている。また、上記損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、被告会社と保険金請求権者との間の協議、訴訟等によって決定するものとされている。

イ 本件保険契約に適用される普通約款第 4 章一般条項 20 条 2 項及び 21 条は、被保険者又は保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて、①保険金の請求書、②損害額又は傷害の程度を証明する書類、③交通事故証明書、④その他被告会社が特に必要と認める書類等を被告会社に提出しなければならず、被告会社は、上記保険金の請求手続があった日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払うものと定めている。また、被告会社は、上記期間内に保険金の支払に当たって必要な調査を終えることができない場合は、被保険者又は保険金請求権者に延長する理由及び期間を通知して、上記保険金の請求手続があった日からその日を含めて 120 日の限度で上記期間を延長することができるものとされている。

(4) 原告の受傷と治療経過

原告は、本件事故により左腓骨骨折、外傷性腓骨神経麻痺、腰椎・頸椎捻挫、右肘・肩打撲の傷害を負い、症状固定日である平成 22 年 1 月 26 日において、左下肢に疼痛、感覚障害等の後遺障害を残した。

(5) 損害の填補 (合計 24 万 9,230 円)

原告は、被告乙山から、本件事故による損害賠償金として、平成 21 年 12 月 30 日に 2 万円を、平成 22 年 8 月 2 日に 1 万円を受領した。

また、原告は、被告会社から 18 万 2,680 円のほか、平成 22 年 6 月 3 日に 3 万 6,550 円を受領した。

2 争点及び当事者の主張

(1) 損害

(原告の主張)

ア 治療費	18 万 7,300 円
イ 交通費	7 万 1,250 円
ウ 休業損害	209 万 0,350 円

原告は、本件事故当時、B 大学病院において教授の個人秘書を勤めながら、夫、小学 6 年生及び

同 4 年生の息子と同居し家事労働を担う兼業主婦であった。ところが、①本件事故により 24 日の通院を余儀なくされ、やむなく休業し、また、②本件事故により左足を負傷し、歩行、正座、しゃがみ込みが困難となり、平成 20 年 12 月 11 日から症状固定日である平成 22 年 1 月 26 日までの 412 日間、労働能力が少なくとも 5 割低下した。原告は本件事故後も上記勤務収入を維持していたが、そのために犠牲にした家事を家族が担うなど特段の努力によるものであるから、不利に斟酌されるべきでない。よって、休業損害は次の①②の合計 209 万 0,350 円となる。

$$\text{① } 349 \text{ 万 } 9,900 \text{ 円} / 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} = 23 \text{ 万 } 0,130 \text{ 円}$$

$$\text{② } 349 \text{ 万 } 9,900 \text{ 円} / 365 \text{ 日} \times (412 \text{ 日} - 24 \text{ 日}) \times 50\% = 186 \text{ 万 } 0,220 \text{ 円}$$

エ 逸失利益 831 万 0,426 円

原告の後遺障害は、左腓骨骨折を原因とする外傷性腓骨神経麻痺である。この骨折自体は MRI 画像で確認でき、骨折は癒合しても完全に元の状態に戻ることはない。また、原告の後遺障害は、筋萎縮、徒手筋力テストによる他覚的所見によっても裏付けられており、したがって、後遺障害等級 12 級 13 号「局部に頑固な神経症状を残すもの」に相当する。よって、労働能力喪失率は 14% を下らない。また、同後遺障害は左腓骨骨折という器質的損傷に由来するものであり、今後も緩解の見込みはないから、労働能力喪失期間は、症状固定日から平均余命までの 40 年間となる。

$$\text{(計算式) } 345 \text{ 万 } 9,400 \text{ 円 (平成 22 年の女性労働者平均賃金)} \times 14\% \times 17.1591 \text{ (40 年間のライプニッツ係数)} = 831 \text{ 万 } 0,426 \text{ 円}$$

オ 傷害慰謝料 170 万円

原告は、本件事故により前記傷害を負い 412 日間の通院治療を要した。また、被告乙山は、原告からの損害賠償請求に何ら返答しない等の不誠実

な対応に終始し、これにより原告は精神的苦痛が増加した。

カ 後遺障害慰謝料 320万円  
前記後遺障害は後遺障害等級12級13号に相当し、また、原告は、左足に障害を負ったため、日々の暮らしの中で著しい不自由を強いられた。

キ 物的損害 31万9,200円  
本件事故により次のとおり衣類等が破損し、合計31万9,200円の損害を被った。

- (ア) レザージャケット 6万1,950円
- (イ) レザーブーツ 4万4,100円
- (ウ) ニットセーター 1万4,700円
- (エ) レザーバッグ 19万8,450円
- ク 弁護士費用 166万7,000円

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、上記アないしキの合計1,587万8,526円の10.5% (消費税を含む。)である166万7,000円を下らない。また、このうち上記アないしカの合計1,555万9,326円の10.5%相当額163万3,000円は被告会社が支払うべき保険金に含まれる。

#### ケ 被告乙山に対する請求額

被告乙山に対する請求額は、上記アないしクの合計額1,754万5,526円であり、これに前記既払金を遅延損害金、元本の順に充当すると「別紙既払金の差引計算書(被告乙山分)」のとおりになる。

#### コ 被告会社に対する請求額

被告会社に対する請求額は、上記アないしカ及び同クの弁護士費用のうち163万3,000円の合計1,719万2,326円であり、前記既払金のうち、遅延損害金が発生する平成22年6月13日までに支払われた23万9,230円を差し引くと残元本額は1,695万3,096円となる。

(被告会社の主張)

#### ア 治療費

平成21年1月23日初診のCクリニックにおける治療は頸椎椎間板ヘルニアの治療であり、その治療

費3万1,300円については相当因果関係を欠く。

#### イ 休業損害

原告は、本件事故後、勤務先を1日休んだだけであり、年間約300万円の収入に特段の減収はない。原告は兼業主婦であり、もともと家事労働にかけていた時間は相対的に少ないから、家事労働に支障が出ていたとしても、その苦労は慰謝料として評価されるべきである。休業損害として評価するとしても、基礎収入から上記年収を控除した残額に休業割合を乗じて評価すべきである。

#### ウ 逸失利益

原告の後遺障害は、レントゲン画像上、骨折部の骨癒合は得られており、左膝痛を裏付ける医学的根拠は乏しいから、14級9号の認定にとどまる。したがって、労働能力喪失率は5%、労働能力喪失期間は3年程度とすべきである。

また、原告は、本件事故前から左膝後ろ側に痛みを訴えて通院しており、本件事故による後遺障害はこの既往症の影響を受けている。したがって、30%の素因減額をすべきである。

#### エ 後遺障害慰謝料

後遺障害等級は14級9号にとどまる。また、30%の素因減額をすべきである。

#### オ 弁護士費用

被告乙山に対して訴訟を提起したとしても回収可能性は乏しく、本件訴訟の実質は被告会社に対する無保険車傷害保険金請求であるから、被告乙山に対する損害賠償請求に関する弁護士費用は、本件事故との相当因果関係を欠いている。そうでないとしても、本件は被告乙山が答弁書を提出せず、擬制自白が成立する事案であるから、その訴訟提起・遂行の負担に照らし、被告会社が負担すべき弁護士費用は低く認定されるべきである。

#### カ 既払金

無保険事故傷害保険金の計算においては、「自賠償保険金等によって支払われる額」や「保険金請

求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額」を控除する必要があり、これらは損害の元本に対する遅延損害金ではなく、損害の元本から差し引くことにより計算すべきである。

具体的には、前記既払金合計 24 万 9,230 円及び自賠責保険金として支払われる金額 (傷害保険金 98 万 0,770 円と後遺障害保険金 (14 級であれば 75 万円、12 級であれば 224 万円) の合計額) を損害の元本から差し引くべきである。

キ その余は知らないし否認する。

(2) 被告会社に対する遅延損害金発生の起算点

(原告の主張)

無保険車事故傷害特約に基づく保険金は、請求手続を完了した日からその日を含めて 30 日以内に支払うものとされている。原告は、本件事故後、遅滞なく、保険金請求書等の資料を提出し、請求手続を完了した。被告会社は、原告に係る後遺障害診断書を平成 22 年 5 月 13 日に受領したから、同日より 30 日が経過した同年 6 月 13 日に遅滞に陥り、同日が遅延損害金の起算点となる。

(被告会社の主張)

被告会社は、後遺障害診断書の受領後、原告に、その主張する後遺障害等級の存在を裏付ける資料の提出を求めていた。また、本件請求については、保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって、必要な調査を 30 日以内に終わることができないから、答弁書をもって上記本件金の支払までの期間を 120 日に延長する。したがって、遅延損害金の起算点は、訴状送達日から 120 日が経過した日の翌日とすべきである。

### 第三 当裁判所の判断

1 前提事実に加えて、証拠 (略) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和 37 年生まれ的女性であり、

本件事故当時、B 大学病院の眼科に派遣されて教授の個人秘書を勤めながら、夫、小学 6 年生及び同 4 年生の息子と同居し家事労働を担う兼業主婦であった。勤務は平日の午前 9 時から午後 5 時までであり、当時の年収は 284 万 8,000 円前後であった。

(2) 原告は、本件事故による傷害の治療のため、次の各医療機関に次のとおり通院した。

ア 医療法人 D 病院

平成 20 年 12 月 11 日から同月 15 日まで (通院実日数 3 日)

イ B 大学病院

同月 16 日から平成 22 年 1 月 26 日まで (通院実日数 19 日)

ウ C クリニック

平成 21 年 1 月 23 日及び同年 2 月 20 日 (通院実日数 2 日)

原告は、本件事故により頭部打撲の傷害を負い、その後、頭痛が継続するために C クリニックへ通院したものであるから、同クリニックへの通院は本件事故と相当因果関係が認められる。他方、E クリニックへの通院は、本件事故と関係のない肩こり等の治療のためのものであるから、本件事故と相当因果関係のある通院とは認められない。

(3) 本件事故後の症状

原告は、本件事故後当初、頭部、頸部、左膝部等の痛みを訴えており、その後も継続的に消炎鎮痛剤が処方されていた。ただし、原告が事故当日から独歩で帰宅しており、骨折箇所も希望しなかったこと、その後歩行の異常等も認められなかったことに照らせば、左膝部の疼痛の程度が著しいものであったとまでは認められない。また、ティネル兆候、左下腿外側の感覚鈍麻 (健側 10 に対して 6 前後)、左足背運動の筋力低下 (徒手筋力テストにおいて、長母趾伸筋 (EHL) 及び前脛骨筋 (TA) が「4」ないし「5-」、すなわち健側の 75% から 90% 前後まで低下した。)、左膝関節の

屈折運動制限があり、これと上記左膝部の疼痛により、正座やしゃがむ姿勢をとること、階段の昇降、長時間の歩行や立ち作業に支障があったことが認められる。もっとも、左足背運動の筋力低下については、平成21年5月12日から同年12月22日までの間に実施された4回の徒手筋力テストにおいていずれも異常がなく、したがって、本件事故との関係では、平成21年5月12日頃には回復していたというべきである。

## 2 争点(1)(損害)について

### (1) 治療費 17万3,950円

証拠(略)によれば、治療費として各医療機関ごとに次の合計17万3,950円の損害が認められるが、その余については治療費の発生及び額を認めるに足りる証拠はない。

ア 医療法人D病院 2万4,860円

イ B大学病院 11万7,790円

ウ Cクリニック 3万1,300円

### (2) 交通費 0円

各医療機関への通院手段及び交通費の額を認めるに足りる証拠はない。また、通院日数中19日を占めるB大学病院は原告の職場であり、当然に交通費が発生したともいえない。よって、交通費は損害として認められない。

### (3) 休業損害 1万1,720円

ア 原告本人尋問の結果によれば、原告は、本件事故後、通院のために年次有給休暇を1日取得したのみで特に減収はなかったこと、原告の仕事は、書類等を持ち運ぶこともあったが中心はデスクワークであったことが認められる。そうすると、原告の仕事は歩行や立ち作業に支障があることによる影響が大きいものではなく、前記1(3)の本件事故後の症状に照らしても、前記収入を維持するために特段の努力を要したとまではいえないから、現に減収がない以上、休業損害を認めることはできない。もっとも、左膝部等の疼痛によ

り就労時にも相当の精神的苦痛があったことは窺えるから、この点は傷害慰謝料において考慮するのが相当である。

また、原告は、炊事、洗濯、掃除等の家事労働に制約があったことを休業損害として考慮すべきものと主張するが、兼業主婦の場合、専業主婦に比べて家事労働に費やす時間は短くなるのが通常であり、前記1(3)の本件事故後の症状に照らしても、症状固定日までの全期間にわたって家事労働が大きく制限されたとまでは認められないから、家事労働についての休業損害も認めることはできない。この点も傷害慰謝料において考慮するのが相当である。

なお、実通院日数24日中19日は原告の職場であるB大学病院への通院であるから、年次有給休暇を取得した1日のほかに、通院に伴う減収や家事労働への影響があったとも直ちには認められない。

イ 以上によれば、休業損害は、年次有給休暇を取得した1日分に相当する1万1,720円の限度で認めるのが相当である。

(計算式) 284万8,000円 ÷ 243日(完全週休二日制の年間休日を122日とした場合の年間勤務日数) = 1万1,720円

### (4) 逸失利益 74万8,874円

ア B大学病院整形外科の丁山医師作成の後遺障害診断書によれば、原告は、平成22年1月26日を症状固定時において、①左膝窩部から左腓骨近位端の圧痛、疼痛、②左足から左下腿外側にかけての感覚障害(健側10に対して5ないし6)、③左足背運動の筋力低下(左長母趾心筋が「4+」すなわち健側に対して80%程度)、④左膝関節の屈曲運動障害(健側155度に対して他動145度から150度、自動145度)の後遺障害を残したものとされている。もっとも、③の左足背運動の筋力低下が回復したとみられることは前記1(3)のとおりであり、④の膝関節機能障害については健

側の 4 分の 3 以下に制限されておらず、自賠法施行令別表二に定める後遺障害に該当しないから、主な後遺障害は、左腓骨神経麻痺を原因とすると思われる上記①及び②ということになる。

イ そこで上記①及び②の後遺障害についてさらに検討するに、証拠(略)によれば、原告の左腓骨骨折は付近を総腓骨神経が走行している左腓骨近位端で生じており、本件事故により同所付近に強い外力が加わったものと推認される。もっとも、上記骨折は骨折線が確認できるものの骨の転位がないものであって、その後の骨癒合も良好であり、骨癒合後に腓骨神経への圧迫等が生じていることを窺わせる画像所見はない。また、平成 21 年 1 月 6 日以降の診察時にはティネル兆候が見られたものの、同年 10 月 27 日及び同年 12 月 22 日の診察時には改善したものとされており、所見は必ずしも一貫しない。さらに、左大腿部及び下腿部の筋萎縮が指摘されているが、被告丁山の証言によれば、筋萎縮は支配神経の損傷のほか、筋肉を使用しないこと等によっても起こるものであるところ、同医師は原告の筋萎縮を前者によるものとは断定していない。加えて、原告とは丁山医師と隣接する職場に勤務し日常的に挨拶を交わすなど一定の利害関係があるところ、他の医療機関においては同様の所見が指摘されていないことにも照らすと、上記後遺障害は他覚所見によって医学的に証明されたものとはいえず、本件事故による受傷部位等に照らし医学的に説明可能であるにとどまるから、自賠法施行令別表二第 14 級 9 号「局部に神経症状を残すもの」に該当するものというべきである。

ウ そうすると、上記後遺障害による労働能力喪失率は 5%、労働能力喪失期間は、症状固定時において神経圧迫等の他覚的所見がなく永続するものとは捉え難いことから 5 年間をもって相当と認める。

また、証拠(略)によれば、原告は本件事故の前日に Eクリニックに通院し、2 年前から左膝窩部に鈍痛があり、この頃頻繁に痛みがある旨訴え、湿布を処方されたことが認められる。しかしながら、原告が本件事故前に左膝部に関して通院したことが認められるのはこの 1 回のみであって、本件事故後には、上記既往症と明らかに異なる神経症状が認められているのであるから、これを素因減額を要する事情として考慮することは相当でない。

エ 以上によれば、原告の後遺障害による逸失利益は次のとおり 74 万 8,874 円となる。

(計算式) 345 万 9,400 円(平成 22 年賃金センサス 女性・学歴計・全年齢) × 5% × 4.3295 (5 年間のライプニッツ係数) = 74 万 8,874 円

(5) 傷害慰謝料 190 万円

原告の負った傷害の内容、程度及び本件事故後の症状、通院期間が約 13 ヶ月に及ぶこと、左膝部の疼痛等により原告の就労及び家事労働に支障があったこと等を総合考慮すると、傷害慰謝料は 190 万円が相当である。

(6) 後遺障害慰謝料 110 万円

原告の後遺障害の内容及び程度(14 級相当)等を総合考慮すると、後遺障害慰謝料は 110 万円が相当である。

(7) 物的損害 31 万 9,200 円

証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、原告は本件事故によりレザージャケット等 4 点合計 31 万 9,200 円の損害を被ったことが認められる。

もっとも、これは生命又は身体が害されたことによる損害ではないから、被告会社に対する請求との関係では、保険金算出の基礎となる損害額に含まれないことになる。

(8) 弁護士費用 18 万円

ア 交通事故の被害者が、弁護士に依頼して加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起している場合、加害者は相当因果関係が

認められる弁護士費用について損害賠償責任を負うものというべきであり、被告会社との関係においても、その限りで、保険金算出の基礎となる損害額に含まれるものと解すべきである。そして、交通事故の加害者が対人賠償保険等に加入しておらず、その支払能力に不安があり、他方、被害者を被保険者とする自動車保険契約に含まれる無保険車事故傷害特約に基づく保険金の支払が見込まれる場合においても、現に弁護士に依頼して対加害者訴訟を提起している場合に、直ちにこれが必要性を欠くものということとはできない。もっとも、本件特約に基づく保険金を算出するに当たっては、加害者との間の訴訟等で損害賠償額が確定していることを前提としないから、経済合理性の観点からみたときには、一般論として、上記場合においては、対加害者訴訟を提起する必要性が相対的に低くなることも否定できない。そこで、相当因果関係のある弁護士費用を検討するに当たっては、対加害者訴訟の提起に至る経緯等の事情も総合考慮して判断する必要がある。

イ 証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、本件事故後、原告は継続的に被告乙山に対する損害賠償請求を行っており、現に合計3万円を回収したこと、その後平成24年1月12日頃に、本件の解決を弁護士に依頼したが、被告乙山との関係ではその後の同年2月24日、同年8月1日の各時点においても自ら交渉していたこと、その後、被告会社との関係でも弁護士を依頼し、被告らに対する訴えを併合して訴訟を提起したことが認められる。そうすると、被告乙山に対する訴訟が被告会社から支払われる保険金に弁護士費用を加算するためにことさら付加されたような事情は窺えないものの、原告が弁護士を依頼した主な目的は被告会社への保険金請求にあり、被告乙山に関する訴訟は付随的なものであったといわざるを得ない。これと、前記2(1)ないし(6)の損害の

合計額が393万4,544円となり、ここから前提事実(5)の既払金合計24万9,230円を差し引いた残元本額は368万5,314円となること、その他本件事案の内容及び審理経過を総合考慮すると、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は18万円とするのが相当である。

#### (9) 既払金

本件特約に基づく保険金は、①自賠責保険等によって支払われる金額、②保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償額等を差し引いて算出するものとされているところ、同保険金は被害者の被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解されるから、同保険金の算出に当たっては、上記①②に該当するものがあるときは、これを被害者等の被る損害の元本から差し引くことにより算出すべきである〔最高裁平成24年4月27日第二小法廷判決・裁判集民事240号223頁参照〕。

そうすると、前提事実(5)の既払金合計24万9,230円は、被告会社との関係では、損害の元本から差し引いて保険金の額を算出すべきこととなる。

なお、本件においては、自賠法に基づく保険金の支払はされておらず、今後支払われるべき傷害保険金及び後遺障害保険金の額を認めるに足りる証拠はないから、これら保険金の算出に当たって差し引くことは相当でない。

#### 3 争点(2)(被告会社に対する遅延損害金発生起算点)について

(1) 本件保険契約は、保険金を請求する場合は、①損害額又は傷害の程度を証明する書類、②その他被告会社が特に必要と認める書類等を被告会社に提出しなければならず、被告会社は、上記保険金の請求手続があった日からその日を含めて30日以内に保険金を支払うものと定めている。そうすると、被告会社の保険金支払債務は、保険金請求があり、かつ、損害額又は傷害の程度を調査する上で通

常必要となる書類、その他被告会社が特に必要と認めて提出を指示した書類等の提出があった日を基準に、その日を含めて 30 日が経過した日の翌日から遅滞に陥るものと解すべきである。

（2） 証拠(略)及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、平成 22 年 5 月 13 日、原告から後遺障害診断書を受領し、これに対して、同年 9 月 1 日、原告の後遺障害は後遺障害等級 14 級 9 号に該当するとして保険金の支払を提案したところ、原告は、後遺障害等級 12 級 13 号に該当するとしていわゆる事前認定に対する異議申立てをし、被告会社からの指示に基づいて、平成 24 年 7 月 2 日、上記後遺障害等級を裏付けるものとして、下肢の関節機能障害の推移及び筋電図検査に関する資料を提出したことが認められる。

そうすると、上記下肢の関節機能障害の推移及び筋電図検査に関する資料は、原告が保険金請求の前提として主張する後遺障害等級を証明するための資料として、事前認定の異議申立手続において必要とされるとともに、被告会社においても損害額又は傷害の程度を調査するために必要なものとして特に提出を指示した書類であるということが出来る。したがって、被告会社に対する遅延損害金は、これらの書類の提出があった平成 24 年 7 月 2 日から同日を含め 30 日が経過した日の翌日である同年 8 月 2 日から発生するものと解すべきである。

（3） なお、当時、被告会社が原告に対して、上記 30 日の期間を延長する旨、その理由及び延長する期間を通知したことを認めるに足りる証拠はないから、同期間が延長されたものとはいえない。

#### 4 小括

#### （1） 原告甲野に対する請求

以上によれば、前記 2（1）ないし（8）の損害の合計額は 443 万 3,744 円となり、これに前提事実（5）の各既払金を当該支払時点で発生している遅延損害金、元本の順に充当すると別紙 2「既払金の充当計算書(被告乙山分)」のとおりとなる。したがって、原告の被告乙山に対する請求は、453 万 0,421 円及びうち 425 万 1,064 円に対する最終支払日の翌日である平成 22 年 8 月 3 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

#### （2） 原告会社に対する請求

また、前記 2（1）ないし（6）及び同（8）の損害の合計額は 411 万 4,544 円となり、ここから前提事実（5）の各既払金の合計額 24 万 9,230 円を差し引いた残額は 386 万 5,314 円となる。したがって、原告の被告会社に対する請求は、386 万 5,314 円及びこれに対する保険金支払期限の翌日である平成 24 年 8 月 2 日から支払済みまで商事法定利率である年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

#### 第四 結論

以上によれば、原告の請求は、主文第 1、2 項に掲げる限度で理由があるからその限度で認容し、その余の請求はいずれも棄却することとし、なお、仮執行免脱宣言は相当でないから付さないこととして、主文のとおり判決する。

（口頭弁論終結日 平成 27 年 1 月 21 日）

福岡地方裁判所第 2 民事部 1 係

裁判官 永井裕之